

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【会社名】 キーコーヒー株式会社

【英訳名】 KEY COFFEE INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 裕

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員 安藤 昌也

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 柴田 裕及び当社最高財務責任者取締役専務執行役員 安藤 昌也は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### (1) 評価の基準日及び基準

当社代表取締役社長 柴田 裕及び当社最高財務責任者取締役専務執行役員 安藤 昌也は、基準年度末である2026年3月31日を基準日とし、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施致しました。

### (2) 評価の手続

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定致しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

### (3) 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社について行った全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。なお、連結子会社8社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、「コーヒー関連事業」及び「飲食関連事業」を営む当社グループにおいて、仕入及び製造並びに販売業務等の事業規模を示す指標として「売上高」及び「棚卸資産」が適していると判断し、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当該指標のおおむね3分の2程度に達する「コーヒー関連事業」のうち当社のSCM本部、事業本部、流通営業本部、広域営業本部の4事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。

選定された重要な事業拠点においては、コーヒーの製造業である当社の事業目的に大きく関わる勘定科目を原材料の調達及び製品の製造並びに製商品の販売活動に関連する売上高、棚卸資産、売掛金、買掛金とし、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価範囲と致しました。

選定した重要な事業拠点が否かにかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（税効果会計プロセス、固定資産の減損会計プロセス及びのれんの減損会計プロセス等）については、財務報告への影響を勘案して重要性が高い事業拠点（税効果会計プロセス及びのれんの減損会計プロセスは当社、固定資産の減損会計プロセスは当社及び連結子会社の株式会社イタリアントマト）を個別の評価対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

### 4 【付記事項】

(前連結会計年度末における開示すべき重要な不備の是正)

当社及び連結子会社は前連結会計年度の決算業務の過程において、下記の不備があることが判明し、2025年8月25日に提出した前連結会計年度に係る内部統制報告書の訂正報告書にて財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨の報告を行いました。

- (1) 全社的な内部統制(ITへの対応)に係る整備上の不備
- (2) IT全般統制の不備：ソフトウェアの品質管理の受入検証手続に係る整備上の不備
- (3) 業務プロセスに係る内部統制の不備：積送中在庫の期末検証プロセスの整備上の不備

当連結会計年度においては、上記の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を実行し、内部統制が改善されていることを確認しました。

当該開示すべき重要な不備に対し、今後同様の誤謬を生じさせないようにするために、当連結会計年度末日までに、以下のとおり、再発防止策を実施しました。これには、社内規程の改定、決算・財務報告プロセスにおける検証機能の強化や会計処理を適時適切に実施するためのシステム改修や業務マニュアル改正等も含まれ、財務部門によるモニタリング体制を強化することで、適切な財務報告を担保しました。

当該再発防止策については、当社のIT部門、財務部門、内部監査部門がその内容を検討し、誤謬の発生原因に対応したものであることを確認しました。また、再発防止策に関連して新たに整備した以下のプロセスに対する評価手続を実施した結果、不備事項は識別されず、当連結会計年度末において適切に内部統制が整備・運用されているものと判断しました。なお、これらの評価結果については、当社取締役へ報告を行いました。

- (1) 全社的な内部統制(ITへの対応)に係る整備上の不備

#### 不備の概要

ITに係る重要案件については、取締役会や業務執行会議に諮ることになっており、本基幹システムの稼働についても取締役会にて決裁していますが、情報伝達すべき内容や頻度などが明確に定められておらず、判断に必要な情報が適時に伝達されていませんでした。また、IT全般統制の方針及び手続は定めていたものの、重要なシステム導入時におけるプロジェクトメンバーの組成やソフトウェア受入検証手続の体制構築に関する手順を具体的に定められていませんでした。

#### 再発防止策の概要及びその是正状況

情報システム管理規程について、取締役会や業務執行会議への報告頻度やソフトウェア受入検証の体制構築に関する手順を定めた内容を記載し、改定致しました。これにより、前連結会計年度末の不備に対応した取締役会や業務執行会議に諮る内容や頻度を明確化いたしました。加えて、基幹システムの変更のような重要なシステムの導入時においては、推進体制に外部専門家の活用を検討する等の手順も具体的に定められていることを確認しました。

上記の整備した手順に基づき、当連結会計年度中に追加開発したシステムプログラムの改修案件についてIT部門より業務執行会議にシステム導入の概要やスケジュール、課題等について付議されており、適正な内部統制の運用が行われたことを確認したことから、本不備の是正は完了したと判断しました。

## (2) IT全般統制の不備：ソフトウェアの品質管理の受入検証手続に係る整備上の不備

### 不備の概要

商品及び製品の自社倉庫（委託倉庫含む）間の移動を行う際、特定の自社倉庫から伝送される入荷実績データを基幹システムに取り込むカスタマイズプログラムを使用しています。当該カスタマイズプログラムでは、出荷データにおいて同一アイテムが複数行に分かれている場合、2行目以降のデータが入荷処理エラーとなる設計となっていたことから、エラーとなったデータの入荷処理をマニュアル操作によって行っていました。しかしながら、当該マニュアル処理は出荷元における積送中在庫の減少には反映されない仕組みとなっていたため、在庫金額が過大となっていました。当社では本カスタマイズプログラムの受入検証手続を行ったものの、入庫側における帳簿在庫の動きに着目して確認する一方で、出庫側の積送中在庫の減少が適切に反映されていることの確認が漏れ、当該不具合を検出することができませんでした。このように受入検証手続を網羅的に実施できなかった要因は、受入検証手続において確認する項目が、各カスタマイズプログラムのシステム開発担当者（IT部門）によって決定されており、ユーザー部門の担当者（物流部門）とのダブルチェック体制が取られていなかったことに加え、処理結果としての財務会計への反映状況を網羅的に検証できていないなど、受入検証手続の充分性が確保できていないことにありました。

### 再発防止策の概要及びその是正状況

#### a. カスタマイズプログラムの改修

入荷実績データを基幹システムに取り込むカスタマイズプログラムの仕様を見直し、入荷データの同一アイテムが複数行に分かれている場合であっても、出荷データと入荷データが一致している場合には入荷処理が行われる仕様とし、マニュアル操作の頻度を低減するとともに、不一致で入荷処理エラーとなった場合であっても、マニュアル操作による入荷処理にて、積送中在庫が適切に算出される仕様に変更することで、同様の事象が発生しないようカスタマイズプログラムの改修を実施いたしました。

#### b. カスタマイズプログラム受入検証手続のプロセスの強化・明確化

受入検証手続における確認項目の決定に際してIT部門の担当者と関係部署の担当者とのダブルチェック体制を敷くとともに、財務諸表に直接影響を及ぼすプログラムについては、テスト方法の検証に財務担当部門の関与を必須とし、また、システムの動作確認だけではなく、処理結果が適切に財務諸表に反映されることを網羅的に確認することとし、その旨を情報システム管理規程の改定により定め、同様の不備の再発防止を図る事で、カスタマイズプログラムの受入検証のプロセスを強化・明確化しました。

上記のカスタマイズプログラムの改修については、改修後の運用にて積送中在庫が適切に算出され、過大計上となった積送中在庫の課題が解消されている事を確認いたしました。またカスタマイズプログラム受入検証手続プロセスの強化・明確化については、改定された情報システム管理規程に則り、IT部門の担当者と関係部署の担当者とのダブルチェック及び、財務諸表に直接影響を及ぼすプログラムについては財務部長の承認が行われたことを確認したことから、本不備の是正は完了したと判断しました。

(3) 業務プロセスに係る内部統制の不備：積送中在庫の期末検証プロセスの整備上の不備

不備の概要

期末における棚卸資産の実在性の検証プロセスにおいて、期末日時点の積送中在庫については、基幹システムから「出荷一覧表（出荷日当月、納期翌月）」を出力し、確認することになっていましたが、今回エラーとなり過大計上されていた積送中在庫は、当該帳票には反映されない仕様となっていたことから、期末の検証過程において、誤謬を発見する事ができませんでした。しかし、本来であれば、基幹システム内のすべての積送中在庫が確認できるように、出荷一覧表の網羅性を検証するプロセスが必要でありました。

再発防止策の概要及びその是正状況

積送中在庫の実在性の確認については、下記システム対応と、決算棚卸マニュアルの改定及び、運用確認にて積送中在庫が適正であることを確認する業務プロセスを追加しました。

a. システム対応

期末の帳簿在庫データの積送中在庫数と出荷データの積送中在庫数を照合し差異を確認できる仕組みとして、各倉庫で積送中在庫の確認用に帳票「移動積送残一覧」を、棚卸本部で全社の積送中在庫の確認用に帳票「移動積送在庫数チェックツール」を作成し、運用を開始しました。また、上記の出荷データと積送中在庫の差異を確認する仕組みを利用して、期末決算棚卸時に、棚卸本部にて差異検証の手続が行われたことを確認しました。

b. 運用確認

(イ) 決算棚卸マニュアルの改定

決算棚卸マニュアルを改定し、上記システムによる確認作業の運用について明記し、積送中在庫の確認が網羅的に実施される仕組みを構築しました。

(ロ) 業務プロセスの追加

上記で確認した全社の積送中在庫の差異を、棚卸本部である財務部門にて確認する業務プロセスを追加し、全社の積送中在庫数に差異があった場合は速やかに現場部門へ確認及び修正を指示する仕組みに改善いたしました。

上記の整備したシステム運用と業務プロセスの追加内容及び改定された決算棚卸マニュアルに則り、各現場責任者が棚卸を行い、積送中在庫のチェックを実施する等、適正な内部統制の運用が行われたことを確認したことから、本不備の是正は完了したと判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。